



平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針 (素案)

平成28年10月

平 塚 市



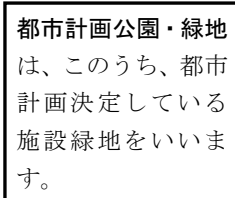
平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針
目 次

はじめに	1
第1章. 都市計画公園・緑地の見直し	2
1. 都市計画公園・緑地の見直しとは	2
2. 本方針の位置付け	2
第2章. 都市計画公園・緑地の概況	3
1. 都市計画公園・緑地とは	3
2. 都市計画公園・緑地の機能	3
3. 都市計画公園・緑地の種別	4
第3章. 本市の現状	5
1. 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況	5
2. 都市計画公園・緑地の整備状況	6
3. 市民1人当たりの都市公園面積	7
第4章. 見直しに関する社会動向	8
1. 都市計画運用指針の改正	8
2. 都市計画公園・緑地見直しのガイドラインの策定	8
3. 都市計画法による建築制限の長期化	9
4. 社会情勢の変化	10
第5章. 見直しの基本的な考え方及び手順	11
1. 見直しの基本的な考え方	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 見直し対象	11
2. 見直しの手順	12
(1) 上位計画の確認 (ステップ1)	12
(2) 見直し対象(区域)の選定 (ステップ2)	12
(3) 必要性の検証 (ステップ3)	12
(4) 実現性の検証 (ステップ4)	13
(5) 代替性の検証 (ステップ5)	14
(6) 存続の検証 (ステップ6)	15
3. 見直しフロー	15
4. 見直し対象箇所の検証に向けた基本的な考え方	17
第6章. 今後の進め方	18
1. 見直し対象候補	18
2. 都市計画公園・緑地の見直しの手続き	24
参考資料	25

はじめに

- ・本市では、高度経済成長に伴って、急激な都市化の進展と人口が急増した半面、みどりが減少し続け、適正な土地利用を図る中で、残された貴重な地域のみどりを保全し、また、創造していくための積極的な取組みの一つとして、多くの都市計画公園・緑地^(※)を定め、施設緑地として整備を進めてきました。
- ・その一方で、現在の都市計画公園・緑地の整備率は約6割であり、近年の財政状況からみて、残りの整備には長期間を要することが予測されます。また、未着手の都市計画公園・緑地の中には、都市計画決定から50年以上経過したものも多く、社会情勢の変化とともに必要性や役割が変化している可能性があります。
- ・都市計画公園・緑地の区域には、都市計画法による建築制限が課せられており、未着手の都市計画公園・緑地においては、その制限が長期間に及んでいます。
- ・長期にわたり整備の見通しがたたない都市計画施設の存在が全国的にも問題視される中、国土交通省が策定する「都市計画運用指針」が平成23年11月に改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されました。
- ・神奈川県では、各市町の都市計画公園・緑地の見直し作業が円滑に進むよう、平成27年3月に「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）が策定されました。
- ・このような状況を踏まえ、今後の都市計画公園・緑地の見直しに対する本市の考え方を示すため、「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針」（以下「本方針」という。）を策定するものです。

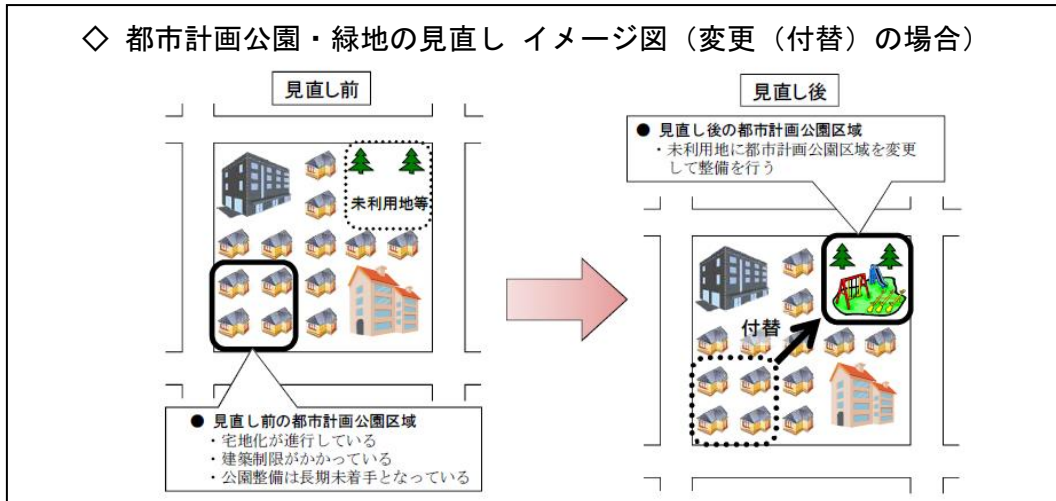
※都市計画公園・緑地とは

施設緑地	<u>公園や緑地等として整備を図るもの</u> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園など） ・都市緑地（整備を伴う緑地） ・広場 など 	
地域制緑地	区域を指定し、行為規制により保全を図るもの <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区等の都市計画で定める地域制緑地 ・自然公園 ・自然環境保全地域 など 	

第1章. 都市計画公園・緑地の見直し

1. 都市計画公園・緑地の見直しとは

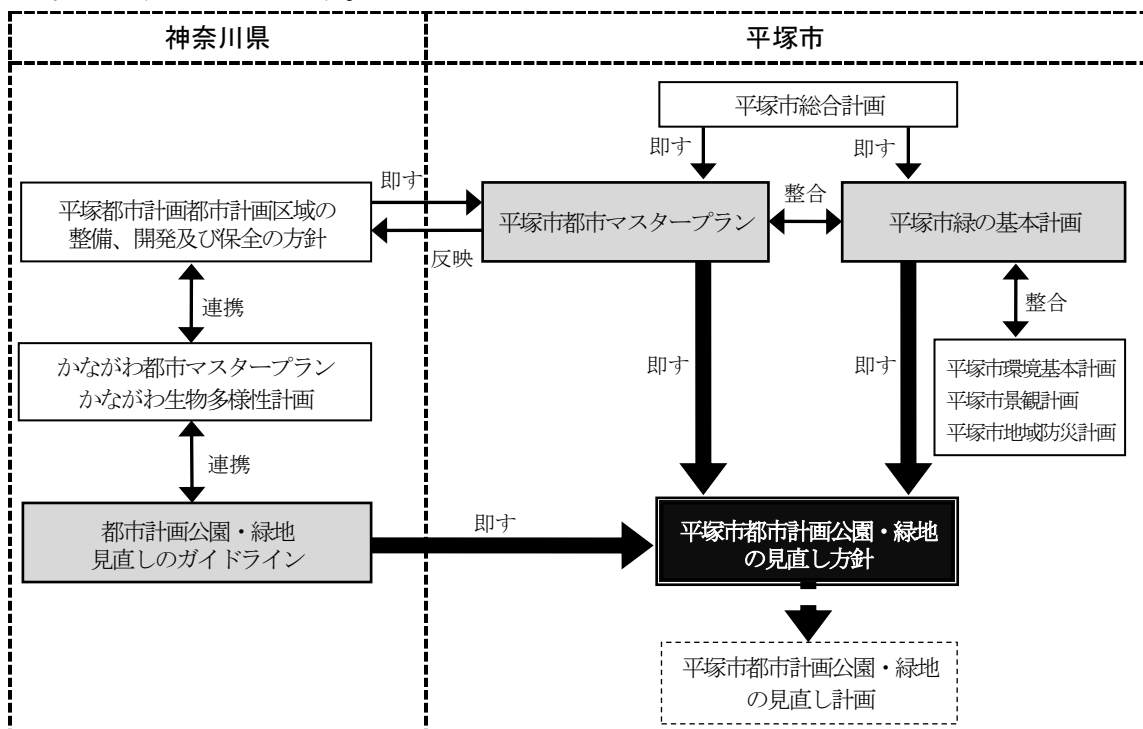
- 都市計画公園・緑地の見直しとは、都市計画決定から長期間経過した未着手の区域について、近年の社会情勢の変化を踏まえた求められる機能の検証等を行い、まちづくりにおける必要性を評価した上で、今後のあり方を区分するものです。



出典)「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（概要版）」神奈川県

2. 本方針の位置付け

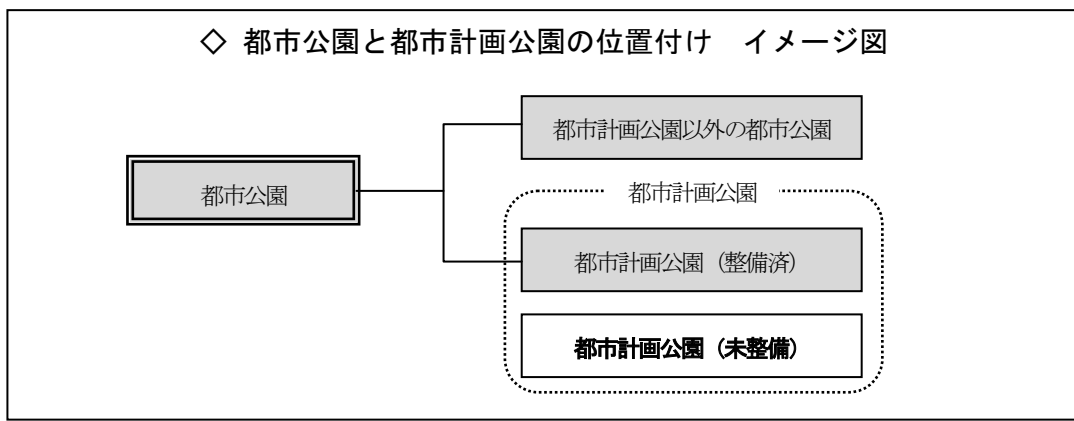
- 本方針は、「県ガイドライン」に即し、「平塚市緑の基本計画」や「平塚市都市マスタープラン」等の上位計画、関連計画との整合を図りながら、今後の都市計画公園・緑地の見直しに対する本市の考え方を示すものです。
- 本方針に基づき見直しを進め、今後、見直し結果をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」を策定し、必要に応じて個々の都市計画公園・緑地の都市計画の変更を行っていきます。



第2章. 都市計画公園・緑地の概況

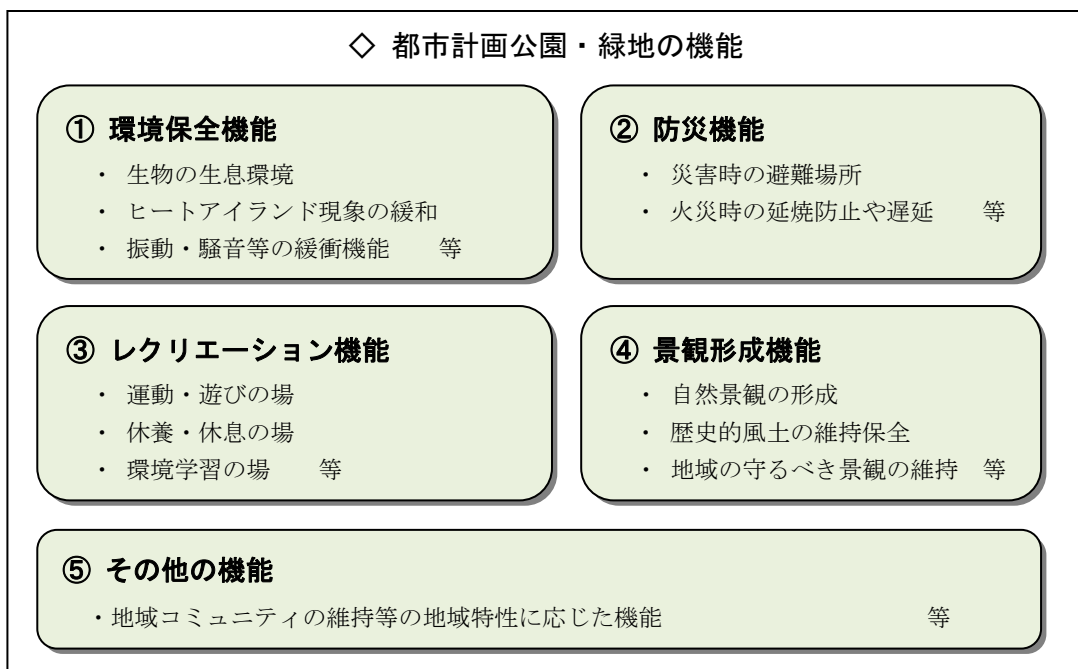
1. 都市計画公園・緑地とは

- ・都市計画公園・緑地とは、都市計画法第11条に規定されている都市施設の公園・緑地であり、都市に快適な環境をつくり、市民の憩いやレクリエーションの場、福祉社会の健康づくりや自然とのふれあいの場の提供など、多様な市民ニーズにこたえる市民生活に密着した都市の根幹的な施設です。
- ・整備された都市計画公園・緑地は、都市公園法第2条に規定されている公園・緑地として位置付けられ、管理されています。



2. 都市計画公園・緑地の機能

- ・都市計画公園・緑地は、生物の生息環境としての環境保全機能をはじめ、市街地における災害時の避難場所としての防災機能、運動・遊びの場としてのレクリエーション機能、自然景観の形成のための景観形成機能を担っています。



出典)「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」神奈川県

3. 都市計画公園・緑地の種別

・都市計画公園・緑地は、機能や規模に応じて次のように区分されています。

◇ 平塚市の都市計画公園・緑地の種別

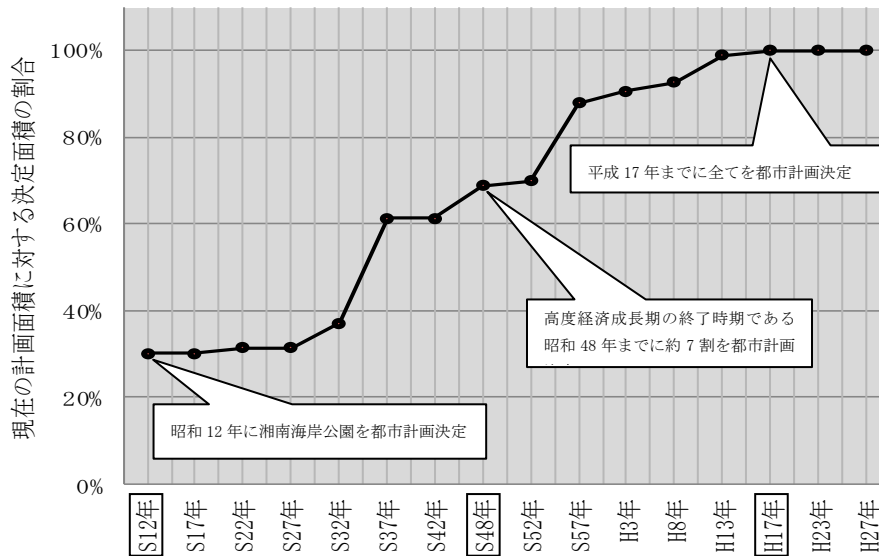
種別		内容	市内の公園
街区公園		主として街区内に居住する者が利用することを目的とし、誘致距離250m、面積0.25haを標準として配置する公園	大久保公園、明石町公園、堯平公園 等
近隣公園		主として近隣に居住する者が利用することを目的とし、誘致距離500m、面積2haを標準として配置する公園	見附台公園、桜ヶ丘公園、真土大塚山公園 等
地区公園		主として徒歩圏域に居住する者が利用することを目的とし、誘致距離1km、面積4haを標準として配置する公園	該当なし
総合公園		主として一の市町村の区域内に居住する者が休息、鑑賞、散歩、運動など総合的に利用することを目的とし、一の市町村の区域の住民が容易に利用できる位置に、概ね10ha以上を標準として配置する公園	平塚市総合公園、湘南海岸公園
運動公園		主として運動用の公園で、一の市町村の区域の住民が容易に利用できる位置に、概ね15ha以上を標準として配置する公園	馬入ふれあい公園
広域公園		一の市町村の区域を超える広域の区域を対象として、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とし、交通の利便の良い土地に、概ね50ha以上を標準として配置する公園	該当なし
特殊公園	風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とした公園	高麗山公園
	動物公園等	動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とした公園	該当なし
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	浅間緑地、馬入緑道、東豊田緑地 等
墓園		自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地	土屋霊園

第3章. 本市の現状

1. 都市計画公園・緑地の都市計画決定状況

- 本市の都市計画公園・緑地は、昭和12年に湘南海岸公園を都市計画公園として初めて都市計画決定しました。その後、高度経済成長期に入りさらに都市計画決定を進め、高度経済成長期の終了時期にあたる昭和48年までに現在の都市計画公園・緑地の約7割を都市計画決定し、平成17年までには現在の都市計画公園・緑地全てが決定されています。

◇ 都市計画公園・緑地の都市計画決定面積の推移



現在の計画面積：平成27年3月31日時点

- 都市計画公園・緑地の種別ごとの都市計画決定状況は、「街区公園」が93箇所、「近隣公園」が12箇所、「総合公園」が2箇所、「運動公園」が1箇所、「特殊公園（風致公園）」が1箇所、「緑地」が7箇所、「墓園」が1箇所の合計117箇所、面積は193.97haとなります。

◇ 都市計画公園・緑地の種別ごとの都市計画決定状況

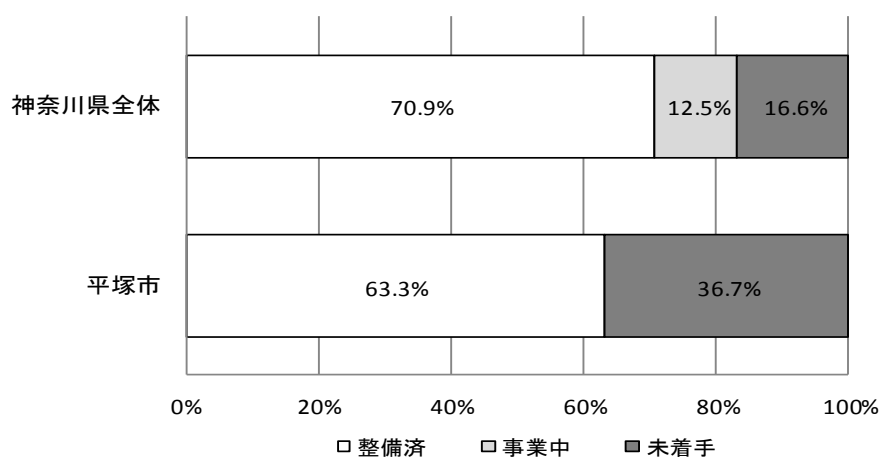
(平成27年3月31日時点)

種別	箇所数	面積 (ha)
街区公園	93	19.15
近隣公園	12	16.10
地区公園	該当なし	—
総合公園	2	88.90
運動公園	1	9.70
広域公園	該当なし	—
特殊公園（風致公園）	1	46.00
緑地	7	3.72
墓園	1	10.40
合計	117	193.97

2. 都市計画公園・緑地の整備状況

- 都市計画公園・緑地の平成27年3月31日時点の整備状況は、109箇所、面積約122.83haが整備済となっています。その整備率は、計画面積の63.3%となり、神奈川県全体の整備状況と比較して、少し低い状況となっています。（箇所数は、全ての区域が整備済みの都市計画公園・緑地の箇所数です。）
- 未着手の都市計画公園・緑地は、全ての区域が未着手の都市計画公園・緑地は2箇所、面積約1.48haとなり、一部区域が未着手の都市計画公園・緑地は6箇所、面積約69.66haとなり、湘南海岸公園や高麗山公園といった大規模な公園、桃浜公園や小波公園といった近隣公園などとなります。

◇ 都市計画公園・緑地の整備率



- 整備済：一般の用に供されている都市計画公園・緑地の区域
- 事業中：事業に着手している都市計画公園・緑地の区域（※本市では該当なし）
- 未着手：整備済、事業中以外の都市計画公園・緑地の区域

平塚市：平成27年3月31日時点

神奈川県：平成24年3月時点（都市計画公園・緑地見直しのガイドライン）

- 未着手となっている都市計画公園・緑地の約9割以上は、都市計画決定してから50年以上経過しています。

◇未着手区域における都市計画決定からの経過年数別の状況

（平成27年3月31日時点）

経過年数	未着手となっている面積 (ha)	構成比
20年未満	0.67	0.9%
20年以上30年未満	0.08	0.1%
30年以上40年未満	0.00	0.0%
40年以上50年未満	0.42	0.6%
50年以上	69.97	98.4%
合計	71.14	100.0%

3. 市民1人当たりの都市公園面積

- ・「平塚市緑の基本計画」では、市民1人当たりの都市公園面積（都市計画決定していない都市公園の面積を含みます。）を目標年次である平成41年度までに8.67㎡とすることを目標としています。
- ・都市公園の平成27年3月31日時点の開設状況は、269箇所、面積は139.22haとなっています。市民1人当たりの都市公園面積は、約5.41㎡となり、目標値に対して不足している状況です。
- ・今後も「平塚市緑の基本計画」に基づき、既存の都市公園を維持しつつ、積極的に公園整備を進めていく必要があります。

◇ 都市公園の開設状況

(平成27年3月31日時点)

種 別		箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	205 (92)	24.98 (19.00)
	近隣公園	13 (11)	16.30 (13.80)
都市基幹公園	総合公園	2 (2)	42.59 (42.59)
	運動公園	1 (1)	10.04 (9.70)
特殊公園	風致公園	1 (1)	23.94 (23.94)
	墓園	1 (1)	10.40 (10.40)
都市緑地		42 (5)	8.63 (2.04)
緑 道		4 (2)	2.34 (1.36)
合 計		269 (115)	139.22 (122.83)

※ () 内の数値は、全ての区域又は一部区域が開設されている都市計画公園・緑地の箇所数及び開設面積です。

◇ 市民1人当たりの都市公園面積

(平成27年3月31日時点)

人 口	市民1人当たりの都市公園面積
257,535人	約5.41㎡

第4章. 見直しに関する社会動向

1. 都市計画運用指針の改正

- ・国土交通省が策定する「都市計画運用指針」では、平成23年11月の改正において、従来の「適時適切な都市計画の見直し」に加え、「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されました。
- ・長期にわたり整備がされていない都市計画施設等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うことが望ましいものとされました。

◇ 都市計画運用指針（抜粋）

Ⅲ. 都市計画制度の運用にあたっての基本的考え方

Ⅲ-2 運用にあたっての基本的考え方

5. マネジメント・サイクルを重視した都市計画

個別の都市計画についての適時適切な都市計画の見直しにとどまらず、更に発展的に、マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。（中略）

また、これら都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。

このような取組により、都市計画に対する信頼性を高め、都市計画事業等都市計画の実現手段の円滑性・実効性を増すこととなることが期待される。

2. 都市計画公園・緑地見直しのガイドラインの策定

- ・神奈川県では、平成24年6月から県及び市町で構成される「都市計画公園・緑地見直しに係る勉強会」において、全県的な見直しの検討を行ってきました。
- ・勉強会での検討結果等を踏まえて、平成27年3月に、見直しに際しての基本的な考え方などをまとめた「県ガイドライン」が策定されました。

◇ 県ガイドライン（抜粋）

第I章 見直しの背景

本県においても都市計画公園・緑地の見直しを進める必要があることから、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方などをガイドラインとして取りまとめることとした。

なお、本ガイドラインは、緑地制度の全体計画を運営している市町が、独自の考え方で行う見直しを妨げるものでなく、それぞれの地域の実情や特性等を勘案した見直しを推進するものである。

3. 都市計画法による建築制限の長期化

- ・都市計画公園・緑地の区域内において建築物を建築しようとする場合には、都市計画法第53条の規定に基づく都道府県知事の許可^(※)が必要になります。都市計画公園・緑地を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないもので、容易に移転し、又は除却できるもの以外の建築物の建築は基本的に認められていません。
- ・本市では、都市計画法第54条に規定される許可基準を緩和した市独自の基準を定め、平成16年4月から運用しています。

※本市では、権限移譲により市長の許可となります。

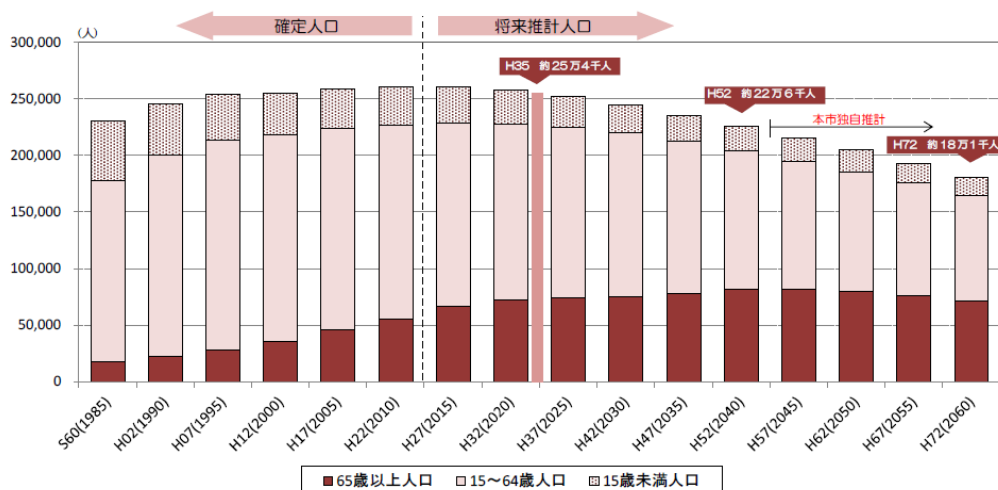
◇ 都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築許可基準 <同法第54条及び平塚市独自の緩和基準>

- ・階数3以下であること。
 - ・地階を有しないこと。ただし、附属建築物である掘り込み式車庫であって床面積の合計が20㎡以下であるものはこの限りではない。
 - ・主要構造物（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、プレキャスト鉄筋コンクリート造（掘り込み式車庫に限る。）その他これに類する構造であること。
- ・このような建築制限は、都市計画公園・緑地の整備の際に、建築物の移転補償費等の費用を必要最低限に抑えるためのものですが、整備の見通しが立たず長期間にわたる建築制限は、土地所有者の方にとって売買や建替えなどの将来の生活設計が立てにくといった問題となっています。

4. 社会情勢の変化

- 本市では、都市計画公園・緑地を昭和12年に当初決定し、その後、時勢に応じて追加・変更してきましたが、本市においても平成22年をピークに人口減少傾向に転じるとともに、高齢化の進展や出生率の低下による少子化が予測されるような状況です。また、東日本大震災の発生により住民の防災意識が高まるなど大きく社会情勢が変化しています。

◇本市の人口の推移と見通し



【備考1】平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成
 【備考2】平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成
 【備考3】平成35(2023)年の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、平成32(2020)年と平成37(2025)年の総人口を直線的に補間*して算出

出典)「平塚市総合計画」

- 本市の財政状況は、市税などの税収の縮小により、今後もさらに厳しくなることが予想されています。
- 未着手となっている都市計画公園・緑地の中には、宅地化が進み、整備のため用地取得費や移転補償費など多額の費用を要することから、その整備には長期間を要すると考えられます。
- 既設公園・緑地の維持には、機能保全や安全確保のための維持管理費や長寿命化対策費などの費用が必要となります。
- このような都市計画公園・緑地を取り巻く状況が変化していることから、都市計画決定から長期間経過した都市計画公園・緑地については、その必要性や役割が変化している可能性があり、限られた財源の中で「選択と集中」という考えのもと、効率的に都市計画公園・緑地を整備していく必要があります。

第5章. 見直しの基本的な考え方及び手順

1. 見直しの基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- ・見直し対象となる都市計画公園・緑地の今後求められる機能を整理した上で、地域の実情を勘案し、周辺にある都市公園などの既存ストックの活用も視野に入れた検証を行い、「存続させるべき」公園・緑地を明らかにします。
- ・見直しにあたっては、「県ガイドライン」に即するとともに、「平塚市緑の基本計画」や「平塚市都市マスタープラン」等の上位計画、関連計画と整合を図りながら、本市の地域の実情等を踏まえた見直しを行います。
- ・「県ガイドライン」では、「見直しは上位計画との整合を図る観点から、概ね20年後の都市の姿を展望した上で行うことが望ましい」と示されています。本市の見直しは、「平塚市緑の基本計画」の目標年次である平成41年度の本市の姿を展望した上で行います。

◇ 平塚市緑の基本計画（抜粋）

5. 都市公園等の配置・整備の方針

(1) 公園の整備拡大

1) 公園の配置・整備方針

市民に最も身近な街区公園から、市民全体を利用対象とする総合公園まで、市民が目的に応じていつでも都市公園を利用できるよう、適正な配置と時代にあった整備を行います。

◇ 平塚市都市マスタープラン（抜粋）

IV. 5 うるおいのまちづくり方針

(5) みどりと水辺の方針

エ. みどりと水辺の充実

緑の基本計画の見直しを行い、既に都市計画決定している公園も含め、本市に適した公園のあり方を検討します。

(2) 見直し対象

- ・見直し対象は、原則として都市計画決定後20年以上経過しても未着手（以下「長期未着手」という。）の区域を含む都市計画公園・緑地とします。

2. 見直しの手順

- ・「県ガイドライン」に示された見直しフローをもとに、本市としてどのような手順で見直しを行うかを以下に示します。(P16「都市計画公園・緑地の見直しフロー」参照)

(1) 上位計画の確認(ステップ1)

- ・「平塚市緑の基本計画」、「平塚市都市マスタープラン」などの上位計画では、配置方針や概ねの位置等が示されていることから、個別の都市計画公園・緑地の見直しに先立ち、策定後の社会情勢の変化等により上位計画を見直す必要がないかを確認します。

(2) 見直し対象(区域)の選定(ステップ2)

○対象の選定

- ア 本市の見直し開始時点で、長期未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直し対象として、抽出します。ただし、地域の実情に応じて、都市計画決定後20年未満の都市計画公園・緑地を見直し対象とすることも可能とします。
- イ 長期未着手の区域のうち、次に示す条件を全て満足する場合には、都市公園法により開設されていない場合でも、開設された公園・緑地の区域と同等とみなして見直しの対象としません。
 - ① 都市計画決定した当時の目的は達成されている。
 - ② 都市公園法以外の法令等により適切に管理されているとともに、一般に開放されている状態である。
 - ③ 大部分が公有地である。

(3) 必要性の検証(ステップ3)

- ・まず、見直し対象が上位計画の配置方針や概ねの位置・規模等と整合しているか確認します。
- ・次に、社会情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証します。

○検証項目

- (ア) 環境保全機能
 - (イ) 防災機能
 - (ウ) レクリエーション機能
 - (エ) 景観形成機能
 - (オ) その他
- ・この際、概ね開設されている公園などは、整備済区域だけで、既に、今後求められる機能を満足しているかを検証して未着手区域の廃止を検討します。

◇ 機能検証において想定される評価項目（参考例）

機 能	評価項目
環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「平塚市緑の基本計画」の環境保全系統配置方針図に位置付けがある。 ・周辺の住生活環境の向上に必要である。 ・生き物の生息や生息空間の保全・創出に寄与する。 <p style="text-align: right;">等</p>
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「平塚市緑の基本計画」の防災系統配置方針図に位置付けがある。 ・住民の避難場所等として、地域防災計画等に位置付けがある。 ・避難地が不足している地域にある。 <p style="text-align: right;">等</p>
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「平塚市緑の基本計画」のレクリエーション系統配置方針図に位置付けがある。 ・近隣住民の遊び場提供や健康増進等、地域の需要に寄与する。 ・地域コミュニケーションの場として、地域の需要に寄与する。 <p style="text-align: right;">等</p>
景観形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「平塚市緑の基本計画」の景観系統配置方針図に位置付けがある。 ・公園区域内に地域の守るべき景観等がある。 ・自然的な景観が少ないなど、周辺地域の需要に貢献する。 <p style="text-align: right;">等</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域の整備は、歴史・文化・観光振興に貢献する。 <p style="text-align: right;">等</p>

(4) 実現性の検証（ステップ4）

- ・見直し対象について、宅地化が進行し、用地補償費が膨大になることから整備の見通しが立たない現状があるなど、財政上の観点から実現性を検証します。
- ・また、周辺において、公園・緑地に係る制度等で整備された緑地や広場があることで整備優先度が低下し未着手となっている状況を踏まえ、整備優先度の観点から実現性を検証します。

(5) 代替性の検証 (ステップ5)

ア 代替可能な候補地の有無

- ・まず、周辺に同規模 (面積) の空地等があるかを確認し、空地等があれば代替可能であるかを検討します。



出典)「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」神奈川県

- ・次に、代替可能な同規模の空地等が存在しない場合には、都市公園法や都市緑地法等の公園・緑地に係る制度等により、現に整備・保全された公園や緑地等の施設があるかを確認し、機能の代替が可能であるかを検討します。



出典)「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」神奈川県

イ 継続性・担保性の検証

① 都市施設として都市計画決定

アで代替可能とした候補地について、都市施設として都市計画決定が可能であるかを検証します。

② 公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保

都市施設として都市計画決定できない場合は、都市公園法等の公園・緑地関連の法令により継続性・担保性が確保されているかを検証します。

(6) 存続の検証 (ステップ6)

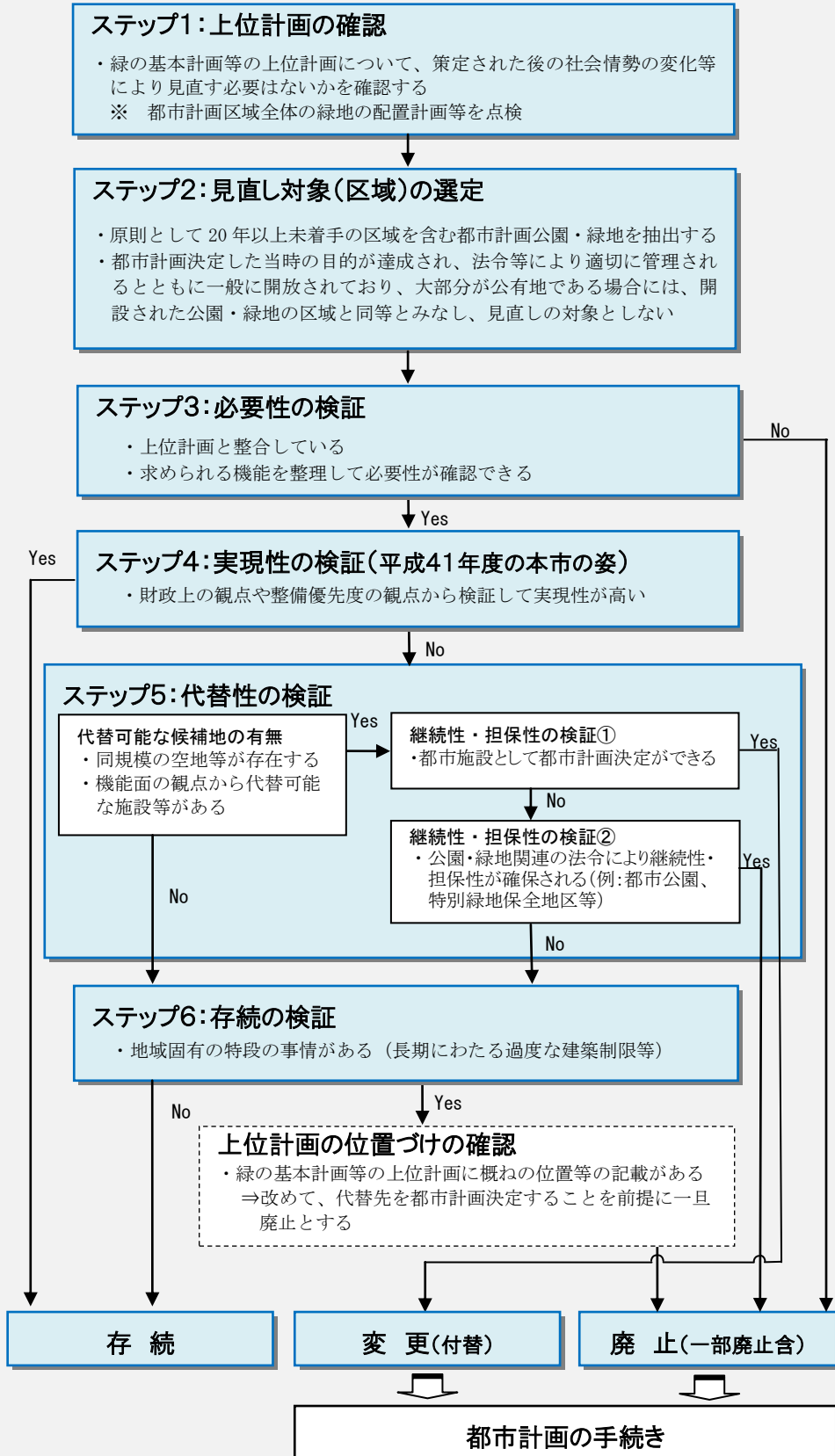
- ・必要性が高いと判断されたが、実現性が低く、代替できる空地等も存在しない場合には、存続することを基本とします。
- ・ただし、用途地域等の制限に比べ、都市計画法第53条による制限が相当厳しく、今後も長期にわたり、この制限が継続される場合など、地域の実情を勘案し、やむを得ない場合には、上位計画の位置付けを確認した上で、改めて代替先を都市計画決定することを前提に廃止することも可能とします。なお、上位計画に概ねの位置等の記載がない場合には、上位計画を修正してから廃止することとします。

3. 見直しフロー

- ・本市の見直しは、次頁の「都市計画公園・緑地の見直しフロー」により実施します。
- ・また、見直し対象すべてについて評価・検証し、次の3つのパターンで整理した結果を、今後策定する「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」の中で公表します。

存 続	: 現都市計画公園・緑地のまま存続
変更 (付替)	: 代替先の検証結果に基づき、代替先を都市計画公園・緑地に付替える都市計画変更
廃 止 (一部廃止含)	: 現都市計画公園・緑地を廃止 (一部廃止を含む)

◇ 都市計画公園・緑地の見直しフロー



4. 見直し対象箇所の検証に向けた基本的な考え方

- ・総合公園や特殊公園（風致公園）といった大規模な公園は、神奈川県や隣接する市町との整合を図り、より広域的な視点で検証します。
- ・近隣公園や街区公園などの小規模な公園は、必要性がない場合や必要性はあるが実現性がない場合には、代替性の検証を行い、その機能が充足されれば「廃止（一部廃止含）」も視野に入れ検証します。
- ・市民1人当たりの都市公園面積の目標値を達成するには、今後も、「平塚市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を進めていく必要があることから、当該目標値に配慮した検証を進めていきます。

第6章. 今後の進め方

1. 見直し対象候補

- ・ 今後は、本方針に基づき、具体的な見直し作業を進めることとなります。現段階で、本市においてどの程度の見直し対象が存在しているのかをあらかじめイメージできるよう、P12「(2) 見直し対象の選定 (ステップ2)」に示した見直し対象の候補となる都市計画公園・緑地を把握することとします。

○見直し対象候補

- ・ 本市の都市計画決定している都市計画公園・緑地117箇所のうち、全ての区域が整備済み又は未着手区域を有しているが都市計画決定から20年未満の110箇所は、見直し対象外となります。
- ・ 長期未着手区域を有する都市計画公園・緑地7箇所のうち、都市計画決定した当時の目的が達成されているとともに、長期未着手区域が道路や水路等の官地であり、適切に管理されており、開設された公園・緑地の区域と同等とみなすことができる2箇所は、見直し対象から除きます。
- ・ 現時点では、見直し対象となる都市計画公園・緑地は、117箇所のうち、長期未着手の区域を含む5箇所が候補となります。

◇ 見直し対象候補

区分		箇所数
既決定箇所 (平成27年3月31日時点)		117
既決定箇所	見直し対象外	110
	長期未着手の区域を含む箇所 (平成7年以前に都市計画決定の箇所)	5
	長期未着手の区域を有しているが、その区域が 開設された区域と同等とみなせる箇所	2
見直し対象候補		5

平塚市都市計画公園・緑地の整備状況一覧 1/4

(平成27年3月31日時点)

No	名称		種別	当初決定 年月日	計画決定 面積 (ha)	整備状況		見直し対象箇所		
	番号	公園名				整備済 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	都市計画 決定当初 以降20年 以上経過 ※1	未着手 区域を 含む	見直し 対象 箇所
1	2・2・1	大久保公園	街区	S37.10.5	0.81	0.81	0.00	○		
2	2・2・2	西仲町公園	街区	S46.3.25	0.24	0.24	0.00	○		
3	2・2・3	立野町公園	街区	S46.3.25	0.08	0.08	0.00	○		
4	2・2・4	錦町公園	街区	S30.6.17	0.14	0.14	0.00	○		
5	2・2・5	明石町公園	街区	S30.6.17	0.13	0.13	0.00	○		
6	2・2・6	紅谷町公園	街区	S30.6.17	0.07	0.07	0.00	○		
7	2・2・7	新宿公園	街区	S30.6.17	0.19	0.19	0.00	○		
8	2・2・8	東雲公園	街区	S30.6.17	0.12	0.12	0.00	○		
9	2・2・9	宝町公園	街区	S30.6.17	0.09	0.09	0.00	○		
10	2・2・10	馬入公園	街区	S30.6.17	0.40	0.40	0.00	○		
11	2・2・11	八千代町公園	街区	S30.6.17	0.09	0.09	0.00	○		
12	2・2・12	老松町公園	街区	S30.6.17	0.29	0.29	0.00	○		
13	2・2・13	蔵邸公園	街区	S30.6.17	0.24	0.24	0.00	○		
14	2・2・14	長姫公園	街区	S30.6.17	0.10	0.10	0.00	○		
15	2・2・15	青柳公園	街区	S30.6.17	0.35	0.35	0.00	○		
16	2・2・16	明神公園	街区	S30.6.17	0.14	0.14	0.00	○		
17	2・2・17	三島公園	街区	S30.6.17	0.26	0.26	0.00	○		
18	2・2・18	港公園	街区	S30.6.17	0.53	0.53	0.00	○		
19	2・2・19	有明公園	街区	S30.6.17	0.15	0.15	0.00	○		
20	2・2・20	朝霧公園	街区	S46.3.25	0.05	0.05	0.00	○		
21	2・2・21	汐崎公園	街区	S30.6.17	0.09	0.09	0.00	○		
22	2・2・22	桜河岸公園	街区	S30.6.17	0.10	0.10	0.00	○		
23	2・2・23	月見公園	街区	S30.6.17	0.30	0.30	0.00	○		
24	2・2・24	幸町公園	街区	S30.6.17	0.18	0.18	0.00	○		
25	2・2・25	夕陽ヶ丘公園	街区	S30.6.17	0.14	0.14	0.00	○		
26	2・2・26	茜公園	街区	S30.6.17	0.45	0.45	0.00	○		
27	2・2・27	松風公園	街区	S29.5.21	0.56	0.56	0.00	○		
28	2・2・28	松風町公園	街区	S30.6.17	0.08	0.08	0.00	○		
29	2・2・29	村井公園	街区	S30.6.17	0.29	0.29	0.00	○		
30	2・2・30	八重咲町公園	街区	S30.6.17	0.06	0.06	0.00	○		

平塚市都市計画公園・緑地の整備状況一覧 2/4

(平成27年3月31日時点)

No	名称		種別	当初決定 年月日	計画決定 面積 (ha)	整備状況		見直し対象候補		
	番号	公園名				整備済 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	都市計画 決定当初 以降20年 以上経過 ※1	未着手 区域を 含む	見直し 対象 候補
31	2・2・31	松影公園	街区	S30.6.17	0.05	0.05	0.00	○		
32	2・2・32	羽衣公園	街区	S46.3.25	0.18	0.18	0.00	○		
33	2・2・33	浜岳公園	街区	S45.1.22	0.18	0.18	0.00	○		
34	2・2・34	堇平公園	街区	S46.3.25	0.14	0.14	0.00	○		
35	2・2・35	花水台公園	街区	S46.3.25	0.11	0.11	0.00	○		
36	2・2・36	もえぎ第1公園	街区	S46.3.25	0.06	0.06	0.00	○		
37	2・2・37	もえぎ第2公園	街区	S46.3.25	0.08	0.08	0.00	○		
38	2・2・38	五領ヶ台公園	街区	S46.3.25	0.75	0.71	0.04	○	○	※2
39	2・2・39	大神公園	街区	S47.3.9	0.58	0.55	0.03	○	○	※3
40	2・2・40	高浜台公園	街区	S47.3.9	0.05	0.05	0.00	○		
41	2・2・41	八幡公園	街区	S47.8.21	0.45	0.45	0.00	○		
42	2・2・42	中原公園	街区	S48.10.1	0.16	0.16	0.00	○		
43	2・2・43	ふじみ野第1公園	街区	S50.3.31	0.09	0.09	0.00	○		
44	2・2・44	ふじみ野第2公園	街区	S50.3.31	0.19	0.19	0.00	○		
45	2・2・45	ふじみ野第3公園	街区	S50.3.31	0.14	0.14	0.00	○		
46	2・2・46	ふじみ野第4公園	街区	S50.3.31	0.19	0.19	0.00	○		
47	2・2・47	王御住公園	街区	S50.3.31	0.10	0.10	0.00	○		
48	2・2・48	纏公園	街区	S50.3.31	0.03	0.03	0.00	○		
49	2・2・49	新川端公園	街区	S50.3.31	0.03	0.03	0.00	○		
50	2・2・50	岡崎上ノ入公園	街区	S50.3.31	0.11	0.11	0.00	○		
51	2・2・51	東八幡公園	街区	S50.3.31	0.12	0.12	0.00	○		
52	2・2・52	文化公園	街区	S50.11.18	0.40	0.40	0.00	○		
53	2・2・53	花水公園	街区	S50.11.18	0.06	0.06	0.00	○		
54	2・2・54	豊田小嶺公園	街区	S51.7.19	0.16	0.16	0.00	○		
55	2・2・55	見附町公園	街区	S51.7.19	0.04	0.04	0.00	○		
56	2・2・56	高浜台第2公園	街区	S51.7.19	0.03	0.03	0.00	○		
57	2・2・57	旭第1公園	街区	S52.8.16	0.33	0.33	0.00	○		
58	2・2・58	太陽公園	街区	S54.2.23	0.16	0.16	0.00	○		
59	2・2・59	徳延公園	街区	S54.2.23	0.12	0.12	0.00	○		
60	2・2・60	東中原公園	街区	S54.2.23	0.18	0.18	0.00	○		

平塚市都市計画公園・緑地の整備状況一覧 3/4

(平成27年3月31日時点)

No	名称		種別	当初決定 年月日	計画決定 面積 (ha)	整備状況		見直し対象候補		
	番号	公園名				整備済 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	都市計画 決定当初 以降20年 以上経過 ※1	未着手 区域を 含む	見直し 対象 候補
61	2・2・61	東八幡第2公園	街区	S54.2.23	0.08	0.08	0.00	○		
62	2・2・62	柳町公園	街区	S54.2.23	0.16	0.16	0.00	○		
63	2・2・63	高浜公園	街区	S54.9.5	0.16	0.16	0.00	○		
64	2・2・64	四之宮公園	街区	S54.12.6	0.13	0.13	0.00	○		
65	2・2・65	二十四軒町公園	街区	S54.12.6	0.17	0.17	0.00	○		
66	2・2・66	山下北公園	街区	S55.6.13	0.31	0.31	0.00	○		
67	2・2・67	御殿公園	街区	S56.2.27	0.15	0.15	0.00	○		
68	2・2・68	山下東公園	街区	S56.7.2	0.34	0.34	0.00	○		
69	2・2・69	川井公園	街区	S56.12.1	0.14	0.14	0.00	○		
70	2・2・70	東仲町公園	街区	S56.12.1	0.08	0.08	0.00	○		
71	2・2・71	諏訪町公園	街区	S56.12.1	0.10	0.10	0.00	○		
72	2・2・72	田村第1公園	街区	S56.12.1	0.10	0.10	0.00	○		
73	2・2・73	山下西公園	街区	S57.5.20	0.33	0.33	0.00	○		
74	2・2・74	小松原公園	街区	S58.2.22	0.13	0.13	0.00	○		
75	2・2・75	真田公園	街区	S58.2.22	0.20	0.20	0.00	○		
76	2・2・76	大鳥公園	街区	S58.9.13	0.18	0.18	0.00	○		
77	2・2・77	松葉公園	街区	S58.9.13	0.63	0.63	0.00	○		
78	2・2・78	山王山公園	街区	S58.9.13	0.47	0.47	0.00	○		
79	2・2・79	叶谷公園	街区	S58.9.13	0.25	0.25	0.00	○		
80	2・2・80	向山公園	街区	S58.9.13	0.20	0.20	0.00	○		
81	2・2・81	菫平南公園	街区	S58.9.13	0.17	0.17	0.00	○		
82	2・2・82	菫平北公園	街区	S58.9.13	0.09	0.09	0.00	○		
83	2・2・83	菫平西公園	街区	S58.9.13	0.11	0.11	0.00	○		
84	2・2・84	唐ヶ原公園	街区	S58.9.13	0.11	0.11	0.00	○		
85	2・2・85	龍城ヶ丘公園	街区	S60.3.5	0.21	0.21	0.00	○		
86	2・2・86	田村宮の前公園	街区	S60.3.5	0.16	0.16	0.00	○		
87	2・2・87	田村第2公園	街区	S60.3.5	0.09	0.09	0.00	○		
88	2・2・88	万田宮の前公園	街区	S61.2.26	0.33	0.33	0.00	○		
89	2・2・89	夕陽ヶ丘東公園	街区	S61.12.26	0.08	0.00	0.08	○	○	○
90	2・2・90	伊勢山公園	街区	H2.12.20	0.14	0.14	0.00	○		

平塚市都市計画公園・緑地の整備状況一覧 4/4

(平成27年3月31日時点)

No	名称		種別	当初決定 年月日	計画決定 面積 (ha)	整備状況		見直し対象候補		
	番号	公園名				整備済 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	都市計画 決定当初 以降20年 以上経過 ※1	未着手 区域を 含む	見直し 対象 候補
91	2・2・91	みどりヶ丘北公園	街区	H2.12.20	0.16	0.16	0.00	○		
92	2・2・92	みどりヶ丘南公園	街区	H2.12.20	0.35	0.35	0.00	○		
93	2・2・93	東豊田公園	街区	H10.11.16	0.85	0.85	0.00			
94	3・2・1	見附台公園	近隣	S21.8.27	0.70	0.70	0.00	○		
95	3・2・3	須賀公園	近隣	S30.6.17	0.90	0.90	0.00	○		
96	3・2・4	高村公園	近隣	S54.2.23	0.90	0.90	0.00	○		
97	3・2・5	なでしこ公園	近隣	H4.1.13	0.80	0.80	0.00	○		
98	3・3・1	達上ヶ丘公園	近隣	S46.3.26	1.20	1.20	0.00	○		
99	3・3・2	四十瀬川公園	近隣	S29.5.21	1.20	1.20	0.00	○		
100	3・3・3	八幡山公園	近隣	S21.8.27	1.60	1.60	0.00	○		
101	3・3・4	小波公園	近隣	S29.5.21	1.40	0.00	1.40	○	○	○
102	3・3・5	桃浜公園	近隣	S29.5.21	2.00	1.10	0.90	○	○	○
103	3・3・6	塚越公園	近隣	H5.3.19	1.00	1.00	0.00	○		
104	3・3・7	真土大塚山公園	近隣	H4.11.17	2.20	2.20	0.00	○		
105	3・3・8	桜ヶ丘公園	近隣	H17.9.14	2.20	2.20	0.00			
106	5・5・2	平塚市総合公園	総合	S57.10.5	30.30	30.30	0.00	○		
107	5・7・1	湘南海岸公園	総合	S12.12.24	58.60	12.29	46.31	○	○	○
108	6・4・1	馬入ふれあい公園	運動	H13.5.11	9.70	9.70	0.00			
109	7・8・1	高麗山公園	特殊	S35.1.16	46.00	23.94	22.06	○	○	○
110	1	大神緑地	緑地	S56.7.6	0.30	0.30	0.00	○		
111	2	浅間緑地	緑地	S57.5.1	0.80	0.80	0.00	○		
112	3	万繩の森	緑地	S60.8.26	0.53	0.53	0.00	○		
113	4	馬入緑道	緑地	S60.8.26	0.58	0.58	0.00	○		
114	5	朝霧河畔緑地	緑地	S61.12.26	0.21	0.21	0.00	○		
115	6	東豊田緑地	緑地	H10.11.16	0.20	0.20	0.00			
116	7	纏緑道	緑地	H11.2.22	1.10	0.78	0.32		○	※4
117	1	土屋霊園	墓園	S48.5.1	10.40	10.40	0.00	○		
合計					193.97	122.83	71.14	—	—	—

※1：平成7年以前に都市計画決定

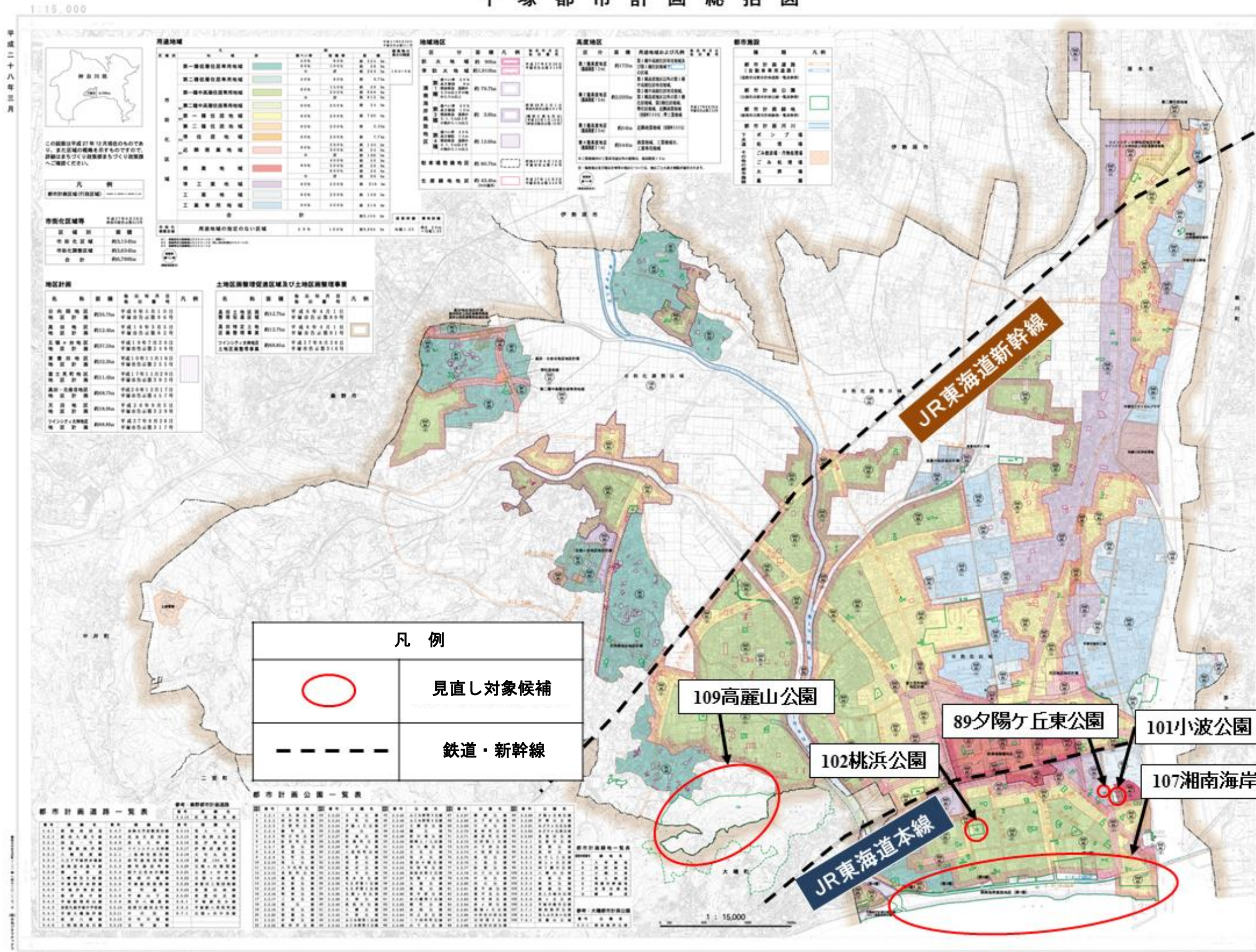
※2：五領ヶ台公園は、長期未着手区域を有しているが、その区域が官地（道路と畦畔）であり、適切に管理されており、開設された公園の区域と同等とみなすことができるため、見直し対象箇所としない。

※3：大神公園は、長期未着手区域を有しているが、その区域が官地（水路）であり、適切に管理されており、開設された公園の区域と同等とみなすことができるため、見直し対象箇所としない。

※4：纏緑道は未着手区域を有しているが、都市計画決定から20年未満であるため、見直し対象外とする。

平塚都市計画公園・緑地の見直し対象候補 位置図

平塚都市計画総括図



凡例

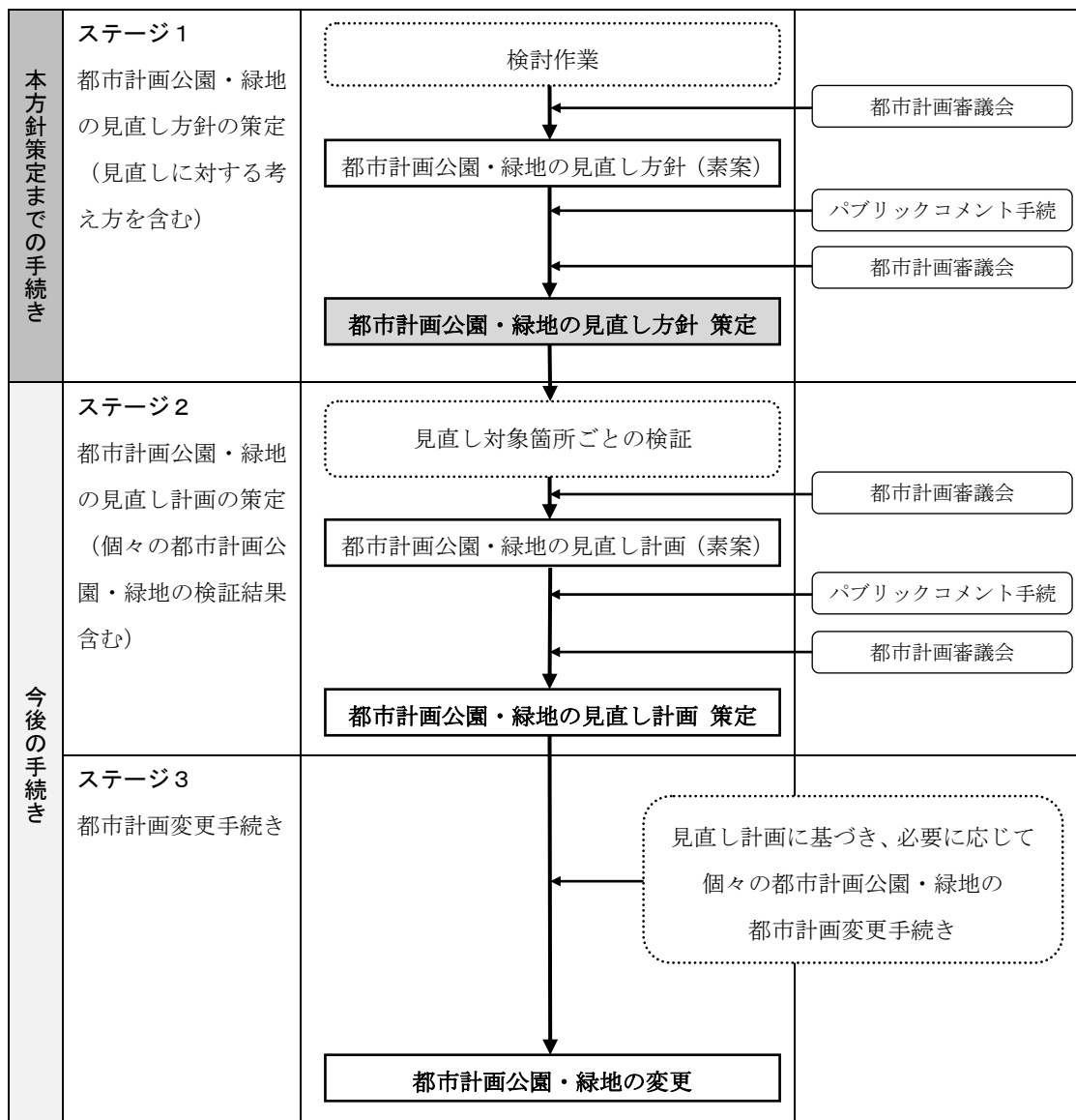
	見直し対象候補
	鉄道・新幹線

平成二十八年三月

2. 都市計画公園・緑地の見直しの手続き

- ・都市計画公園・緑地の見直しの手続きは、「都市計画公園・緑地の見直し方針の策定（ステージ1）」、「都市計画公園・緑地の見直し計画の策定（ステージ2）」、「都市計画変更手続き（ステージ3）」という3つの流れで進めていきます。
- ・まず、ステージ1では、パブリックコメント手続での市民意見募集や都市計画審議会での意見聴取などを経て、今後の都市計画公園・緑地の見直しに対する本市の考え方をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定します。
- ・ステージ2では、見直し対象箇所ごとに具体的な検証を進め、本方針策定時と同様にパブリックコメント手続などを実施し、それぞれの公園の見直し結果をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」を策定します。
- ・最終的なステージ3では、策定した「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」に基づき、必要に応じて個々の都市計画公園・緑地の都市計画変更手続きを進めていきます。

◇ 都市計画公園・緑地の見直しの手続き



参考資料

参考資料 用語集

分類	用語	説明
か行	かながわ都市 マスタープラン	総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、将来を展望した「神奈川県県土・将来像」を描き、その実現に向けて示した県土全体の方針です。
	かながわ 生物多様性計画	「かながわ生物多様性計画」は、神奈川県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的な計画として、平成28年3月に定められたものです。
	環境基本計画	「環境基本計画」は、市の環境の保全及び創造に関する諸計画の基盤となる内容を集約したもので、各々の環境分野における施策の基本的な方向を示した計画です。
	景観計画	「景観計画」は、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめた計画です。
さ行	施設緑地	公園や緑地等として整備を図る都市施設をいいます。
	自然環境保全地域	「自然環境保全地域」は、自然環境保全法に基づき、優れた自然環境を維持しており、自然環境の保全することが特に必要な地域として指定される地域のことです。
	自然公園	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定するものです。土地の所有に関わらず一定の素質条件を有する地域を公園として指定する地域制の公園です。
た行	地域制緑地	都市施設としての緑地ではなく、法律や条例などにに基づき指定することにより、民有地であっても、区域内の土地利用や開発を規制し、風致の保護や環境の保全を図る緑地をいいます。
	地域防災計画	「地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、神奈川県や市町村が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。
	特別緑地保全地区	「特別緑地保全地区」は、都市計画区域内において、良好な自然環境を形成している緑地で、無秩序な市街地化の防止や災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、動植物の生息、生育地となるもの等の保全を図ることを目的として、都市緑地法に基づき、都市計画に定めたものです。地区内では、緑地の保全に影響を及ぼす行為は大幅に制限されるため、緑地の現状凍結的な保全が図られます。

分類	用語	説明
た行	都市計画	「都市計画」は、私たちが暮らしているまちをより暮らしやすいものにしていくために、目標とする都市の姿を設定し、これを実現させるための計画です。具体的には、道路、公園、下水道等といった施設の整備や、建てられる建築物の用途の制限を行います。
	都市計画運用指針	都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度の運用のあり方、手続き等について国が地方公共団体に対して示した指針です。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画（土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全等）の方針を示しています。
	都市公園	都市公園法に規定される公園で、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園や都市計画区域内に設置する公園、国が設置する公園など、住民の利用に供する身近なものから広域的利用に供するものまで、さまざまな規模や種類があります。その機能、目的、利用対象等により住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園）、特殊公園等に区分されます。なお、整備に際して必ずしも都市計画決定は、必要ありません。
	都市施設・都市計画施設	「都市施設」は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画法第11条第1項に掲げる施設であり、道路などの交通施設や公園などの公共空地などがあります。 また、上記の都市施設のうち、都市計画に定めた施設を「都市計画施設」といい、都市計画施設の区域内では将来の事業が円滑に実施できるよう、一定の建築制限が課せられます。
ま行	都市マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。住民に最も近い立場にある市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。
	緑の基本計画	「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全及び緑化を推進して、その将来像や目標、施策などを定める基本計画です。

(余白)

